



セカンドオピニオン

株式会社滋賀銀行

公表日：2021年3月29日

しがぎんサステナビリティ・リンク・ローン

ESG推進室

担当アナリスト：宇佐見 剛

格付投資情報センター（R&I）は、滋賀銀行が策定した融資フレームワーク『しがぎん』サステナビリティ・リンク・ローン“しが CO2 ネットゼロ”プランを評価対象として「サステナビリティ・リンク・ローン原則」¹及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」²に対する適合性に関して評価した。オピニオンの構成は次の通り。

■オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 『しがぎん』サステナビリティ・リンク・ローン推進に係るサステナビリティ方針
3. 「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する適合性について

(1)定義

(2)借り手の包括的な社会的責任に係る戦略と SPTs との関係

(3)SPTs の設定と借り手のサステナビリティの改善度合いの測定

(4)レポートニング

(5)レビュー

4. まとめ

¹ LMA 及び LSTA、APLMA の 3 者が策定

² 環境省が策定

1. オピニオンの位置づけ

滋賀銀行は近江商人の「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」の精神を継承した行是「自分にきびしく、人には親切、社会につくす」のもと、経営理念として CSR 憲章を制定し、地域社会・役職員・地球環境との共存共栄を実現することを企業の社会的責任としてきた。共存共栄の精神のもと SDGs を企業行動へつなげ、地域の社会的課題解決と経済成長の両立をはかり、持続可能な社会の実現に努める「しがぎん SDGs 宣言」を策定し SDGs の経営への融合を進めている。金融事業における SDGs や ESG を基点とした社会課題解決型ビジネスとして ESG 地域金融を据え、『しがぎん』サステナビリティ・リンク・ローンの取り扱いを開始した。

『しがぎん』サステナビリティ・リンク・ローンは顧客のサステナビリティ経営をサポートし、企業価値向上と持続可能な社会の実現を目指す融資フレームワークである。外部レビューをしがぎん経済文化センター（KEIBUN）へ依頼するケースが本件の評価対象となる。

R&I は本フレームワークが国内外で策定されているサステナビリティ・リンク・ローン（SLL）に係る原則・ガイドラインに対して適合しているか、また融資スキームを実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

■滋賀銀行 行是

行是
自分にきびしく
人には親切
社会につくす

[出所：滋賀銀行 Web ページ]

2. 『しがぎん』サステナビリティ・リンク・ローン推進に係るサステナビリティ方針

滋賀銀行は経営に環境を取り込んだ「環境経営」を1990年代後半から実践してきた。「環境経営」は地球環境の保護を慈善事業として行うのではなく、事業を通じて地球環境へ貢献する取り組みであり、事業の持続可能性と地球環境の持続可能性を両立させる考え方である。このような考え方は企業と社会が共有する価値を創造していくサステナビリティに係る取り組みである。この考え方を環境から社会へ広げ2017年に地方銀行として初めてSDGs宣言をした。SDGs宣言では次の重点項目を設定している。

重点項目(ターゲット2030)



地域経済の創造

金融の力を通じて、社会的課題の解決とイノベーションの促進による新たなビジネスモデルを創出するとともに、地域の魅力を育み、人と街が成長する豊かな地域経済を創造します。



地球環境の持続性

「環境経営」を主軸としたCSR経営を追求し、地球温暖化防止や生物多様性保全など、持続可能な社会の実現に努めます。



多様な人材の育成

働き方改革とダイバーシティの推進により、すべての人々にとって生きがい・働きがいのある職場環境をつくり、もって個性と能力が存分に発揮できる持続可能な人材育成に努めます。

[出所：滋賀銀行 Web ページ]

第7次中期経営計画においてサステナビリティビジョンを示し、行是とCSR憲章のもと経済・環境・人に関する2030年のマイルストーンを明確にし、SDGsの経営への融合を進めている。2020年に制定したサステナビリティ方針は5つの項目から構成され、なかでも「事業活動による社会的インパクトを重視した経営」「地球環境の保全・再生に資するビジネスモデルの確立」に資する取り組みとして『しがぎん』サステナビリティ・リンク・ローンは位置付けられる。

評価対象である『しがぎん』サステナビリティ・リンク・ローン「しがCO2ネットゼロ」プランが主に対象とする顧客は地域の中堅・中小企業である。CO2削減目標をSPTsとして脱炭素へ貢献する。脱炭素に係る取り組みは特定の事業者だけが行うものではなく、すべての事業者が取り組むべきものであるとの考えのもと、多くの事業者が利用可能な融資フレームワークとして設定した。滋賀銀行は地域の企業を支える地方銀行の使命として、個々の企業の取り組みを積み重ね2050年のネットゼロへ向けた取り組みを促進するものと位置付けている。

フレームワークによるサステナビリティ・リンク・ローンの組成は、滋賀銀行が目指す持続可能な社会の実現に寄与する取り組みであるとともに、地方銀行としての持続可能性にも寄与することを確認した。また、国内外の原則・ガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成に整合的である。

3. 「サステナビリティ・リンク・ローン原則」 及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」(原則等) に対する適合性について

滋賀銀行はフレームワークによる『しがぎん』サステナビリティ・リンク・ローンを「サステナビリティ・リンク・ローン原則」および環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に適合するものとしており、R&Iは確認事項(「べきである」として履行を求める項目)を中心にサステナビリティ・リンク・ローンの4要素について評価した。

(1) 定義

① 原則等におけるサステナビリティ・リンク・ローン(SLL)の定義に合致しているか。

『しがぎん』サステナビリティ・リンク・ローン”しが CO2 ネットゼロ “プランによる SLL (本件 SLL) は、顧客に野心的な CO2 削減目標の設定を求め SPTs とする。SPTs の達成度合いに応じ金利等の融資条件を変更させる仕組みである。

SLL は原則等により「借り手による事前に設定された野心的な SPTs の達成への動機付けを与える、あらゆる種類のローン商品またはコンティンジェント・ファシリティである」と定義されており、本件 SLL はこの定義に合致している。

(2) 借り手の包括的な社会的責任に係る戦略と SPTs との関係

① 社会的責任に係る戦略に示されるサステナビリティ目標、及びその目標と KPI・SPTs 案の関係を明確にする考え方・体制が存在するか。

滋賀銀行は顧客との対話において、顧客の社会的責任及びサステナビリティ方針を確認する。公表情報の参照、社長等の経営者との対話、事業現場の実査等の方法により実践する。中心となる対象顧客には中小企業を据えており対話・実査を重視する。本件 SLL に設定される SPTs は CO2 削減に関する目標であり、多くの事業者において推進されるべきであると認識したうえで、事業者のサステナビリティ目標との関係を確認する。対話にあたっては ESG ファイナンス戦略チームに専任者を配置し、営業店担当者と同行して顧客の事業内容を ESG の観点から確認・分析する。

滋賀銀行はローン組成に係る顧客とのコミュニケーションにおいて、顧客の事業内容におけるサステナビリティ目標と CO2 削減目標との関係を確認する。脱炭素の推進は普遍的に取り組むべき課題であるとの考えのもと対話する。対話に際する十分な体制が整備されている。

(3) SPTs の設定と借り手のサステナビリティの改善度合いの測定

① 借り手との間で適切な SPTs を交渉し、設定する方針・体制が存在するか。

SLL で設定される SPTs は CO2 削減に関するものに限定されている。目標の水準及び指標は顧客の事業内容及びヒストリカルデータ、事業活動と CO2 排出量の関係性から適切に設定される。指標の種別毎に想定顧客や管理手法、顧客における CO2 削減手段や支援について事例を整理している。融資コベナントには SPTs の達成だけでなく、低炭素社会づくりに係る滋賀県の取り組みである「事業者行動計画書制度」を活用し、事業者行動計画書の提出を求める。同時に滋賀県の取り組みである“しが CO2 ネットゼロ”ムーブメント賛同書の提出も求める。今後、他の都道府県における制度も対象とする予定だが、滋賀県と類似の制度であれば、制度を活用する目的は達成されるものと考えられる。

滋賀銀行は SPTs の水準や指標についての考え方を整理しており、SPTs が野心的かつ有意義であるように適切に設定する方針・体制がある。地域における適切な取り組みとするため、自治体の低炭素に係る制度を活用するものである。

- ② 設定する SPTs がサステナビリティの改善に結びつけられていると判断する考え方、方法が存在するか。

本件 SLL に設定される SPTs は CO2 削減に関するものに限られている。滋賀銀行は政府の 2050 年 CO2 排出ネットゼロの表明により、国内における CO2 削減への取り組みは加速度的に求められると考えている。この取り組みは大企業だけの課題ではないと認識しており、CO2 削減に取り組まない中小企業はサプライチェーンから外れる可能性がある。CO2 削減に係る目標を SPTs とすることで、サステナビリティの改善に直結すると判断している。また、本業が SDGs に直接結びつかない事業者においても、SLL を組成することで脱炭素というサステナビリティにおける重要な課題に取り組むこととなる。以上より、設定する SPTs がサステナビリティの改善へつながるものと判断する考え方が存在することを確認した。

- ③ 貸付条件と SPTs のベンチマークに対するパフォーマンスの連動の方法は何か。また、借り手にインセンティブが生じる仕組みが設定される考え方、方法があるか。

本件 SLL では融資期間中、年次のマイルストーンを定め毎年進捗を確認する。達成状況に応じて予め定めた優遇金利を適用する。設定する目標方法によって、達成できない場合に予め定めた金利を引き上げる場合もある。目標の達成状況が毎年確認され、その達成状況に応じて融資の経済条件が変動する設計により借り手にインセンティブが生じる仕組みを設定していることを確認した。

- ④ SPTs の適切性を確認する考え方、方法があるか。それは、第三者の意見によるものか、または借り手内部の専門的知識・体制によるものか。内部による場合、その手法が借り手において確立される仕組みがあるか。

SPTs の適切性は KEIBUN の産業・市場調査部が作成する個々の案件へのセカンドオピニオンを取得することで確認する仕組みである。KEIBUN は滋賀銀行とは異なる主体としてセカンドオピニオンに係るレビューを実施する。KEIBUN における確認体制及び考え方について R&I は確認している。

(4) レポーティング

- ① SPTs の達成状況について少なくとも年に 1 回以上貸し手へ報告されるか。

顧客は滋賀県の「事業者行動計画書制度」に則って年に 1 回 SPTs の取り組み状況を報告する。この報告内容を滋賀銀行へ提出する仕組みである。報告内容は滋賀県への報告は公表されるものであり、県による検証がなされるが、KEIBUN においても検証を行う仕組みとしている。報告頻度、方法、開示に関して問題がないことを確認した。今後他の都道府県における同様の制度を用いた案件の取り組みが予定されているが、制度の類似性が確保されていれば、滋賀県の制度と同様に評価することができる。

(5) レビュー

- ① 外部レビューを取得するか。

個別案件の実行時には KEIBUN からセカンドオピニオンを取得する。KEIBUN における外部レビューに係る取り組み方針や考え方について R&I は確認した。また、期中の SPTs のパフォーマンスレビューは、(4)に記載した KEIBUN による検証をもってレビューとする仕組みであることを確認した。

4. まとめ

評価対象の『しがぎん』サステナビリティ・リンク・ローン“CO2 ネットゼロプラン”は滋賀銀行が脱炭素という課題への取り組みを多くの事業者に推進することが可能な融資スキームである。原則等における確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を中心に確認し適合性を評価した。組成される本件 SLL の定義、顧客のサステナビリティ目標及び目標と SPTs の関係の把握、適切な SPTs の設定方法、レビュー、レポート等「べきである」事項及び実施に係る体制を確認し「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する適合性を確認した。評価対象である融資スキームによって原則等に適合した SLL が組成される。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。